

第3章

変化・進展する社会に対応した

特別支援教育の推進

- 1 変化する社会において自立して生きるための力の育成
- 2 ICT機器を活用した教育活動の展開
- 3 豊かな心と健やかな体を育むためのスポーツ
 - ・芸術教育等の推進

1 変化する社会において自立して生きるための力の育成

これまでの取組

- 東日本大震災の経験を踏まえて、平成 26 年度に特別支援学校において、災害時を想定した宿泊防災訓練^{※40}を試行実施
- 公職選挙法の改正による選挙権年齢の引下げに伴い、特別支援学校における主権者教育の推進のため、児童・生徒の保護者に向けて主権者教育の概要や障害者等の投票を支援するための制度等について、平成 28 年 2 月に主権者教育に係るリーフレット^{※41}を作成、周知
- 地区の健全育成連絡協議会を都内 6 地区で定期的を開催することで、特別支援学校の生活指導の充実を図り、児童・生徒の健全育成を推進

施策の考え方

- 自然災害への危機意識の高まりや法改正に伴う選挙権年齢の引下げなど、将来参画する社会の状況が様々に変化していく中で、災害等の非常事態に適切に対応する力や、主権者としての責任ある態度の育成など、こうした変化に的確に対応する力を身に付けるためには、社会の変化・進展を見据えた教育活動を推進することが必要

今後の施策の展開

- (1) 幼児・児童・生徒の安全確保に向けた防災教育等の推進
安全・防災に関する指導の充実、宿泊防災訓練の充実 等
- (2) 責任ある個人として主体的に生きるための力の育成
主権者教育の充実、健全育成の充実

(1) 幼児・児童・生徒の安全確保に向けた防災教育等の推進

具体的な取組

① 特別支援学校における安全・防災に関する指導の充実

日常生活に潜む事故や事件等の危険や首都直下地震をはじめとする様々な自然災害に対して、自ら身の安全を確保し、適切な行動が取れるよう、安全教育・防災教育を推進していく必要があります。

そこで、月1回の避難訓練の実施と安全指導日の確保により、安全教育を推進します。避難訓練は、学校危機管理マニュアル、安全教育プログラム、防災ノート「東京防災」^{※42}を踏まえ、体験的・実践的な内容となるよう工夫します。また、学校が作成する緊急連絡カードや区市町村が作成するヘルプカード^{※43}等を活用して、周囲の人に支援を求める能力や公共施設等に自ら避難して自身の安全を確保する能力等の習得に関する指導を充実していきます。さらに、保護者や地域・社会と関係機関との連携による安全教育・防災教育の充実に努めます。

② 特別支援学校における宿泊防災訓練の充実

首都直下地震等、都市機能に深刻な被害をもたらす災害等が発生した場合には、特別支援学校は、幼児・児童・生徒だけでなく、保護者や、地域の障害者・高齢者等の避難所となることが予想されます。また、電気・ガス・水道等のライフラインが全部又は一部停止した状況が続き、長期にわたる避難生活を余儀なくされることも考えなければなりません。

こうした状況下においても、幼児・児童・生徒及び保護者等の安全を確保するためには、地域住民等と連携した望ましい避難所運営を想定し、実践的な宿泊防災訓練を行うことが重要です。

そこで、都教育委員会では、東京消防庁、児童・生徒の家族、地域住民等と連携し、平成29年度から、全特別支援学校において、宿泊防災訓練を実施していきます。

③ 特別支援学校における位置検索システム機器を活用した児童・生徒の安全確保

特別支援学校における知的障害のある児童・生徒の事故報告^{※44}のうち、「行方不明」が、平成22年度から平成27年度までの間、いずれも最多となっています。年度間比較でみると減少傾向にあるものの、事故防止に向けた取組を更に強化していく必要があります。

そこで、都教育委員会では知的障害のある児童・生徒の安全確保のため、位置検索システム機器等の活用による、学校と保護者が連携した安全確保体制の構築

に取り組んでいます。具体的には、GPS機能を用いた位置検索システム機器を知的障害特別支援学校等に配備し、その機器を一人通学を行う児童・生徒が携帯することで、保護者と学校が連携して児童・生徒の位置や安全確認を行います。また、万が一、児童・生徒が行方不明になった場合は、早期発見の手立てとして、GPS機能を用いた位置検索システム機器の活用を行います。

(2) 責任ある個人として主体的に生きるための力の育成

具体的な取組

① 特別支援学校における主権者教育の充実

平成 28 年 6 月に施行された公職選挙法の一部を改正する法律による選挙権年齢の引下げに伴い、生徒自身が在学中から国家や社会の形成者であることを自覚することが求められています。

そこで、在学中から国や社会の様々な問題を自分の問題として捉え、考え、判断する力を養うため、特別支援学校における主権者教育を推進していきます。具体的には、小学部、中学部においては「社会」（「私たちの暮らしを守る日本国憲法」や「住民としての地方の政治」）等の教科を通じた学習指導や、係活動・委員会活動等の体験学習を通じて、社会の一員としての自覚を涵養^{かんよう}していきます。また、高等部においては、主権者教育に係るリーフレットや新聞等の活用を推進するとともに、原則として選挙権年齢（満 18 歳）に到達する前までに「現代社会」等の科目や、地域の選挙管理委員会の出前授業の活用、生徒会選挙の機会等を通じて、主権者や選挙の意義、具体的な選挙の仕組みを指導していきます。

さらに、保護者会等において、高等部 3 年生の保護者に対して、選挙運動等で認められている行為や、代理投票、郵便等投票の制度等を説明するなど、丁寧な情報提供を併せて行います。

② 特別支援学校の児童・生徒の健全育成の充実【関連：第 3 章-2-(1)-① (p124)】

都教育委員会ではこれまで、特別支援学校における生活指導の充実に向けて、障害のある児童・生徒の健全育成に関わる諸課題の解決策や学校事故の防止に向けた具体的方策等を研究・検討することを目的として、健全育成連絡協議会^{※45}を開催してきました。

協議会では、学校における起こりやすい事故の例やその発生原因、効果的な防止策等について理解を深め、各学校がそのノウハウを自校に持ち帰っています。こうした取組は、各学校の実効性のある事故防止策へとつながっており、平成 22 年度から平成 27 年度にかけて事故の発生件数は減少傾向にあります。

しかしながら、近年の特別支援学校における事故の傾向として、スマートフォン等のICT機器の利用に伴うトラブルが増加しています。このため、協議会においても、都教育委員会が作成した「SNS東京ルール^{※46}」を活用し、児童・生徒の健全育成に向けた指導の充実と安全の確保についての検討を進めています。

依然として、年間100件程度の事故が発生していることから、今後も健全育成に係る事故の減少に向けた取組を促進するため、特別支援学校健全育成連絡協議会等の取組を充実するなどにより、障害のある児童・生徒の健全育成を推進していきます。

年次計画

変化する社会において自立して生きるための力の育成

項 目		年 次 計 画			
取組分野	個別事業	29年度	30年度	31年度	32年度
(1) 幼児・児童・生徒の安全確保に向けた防災教育等の推進	①特別支援学校における安全・防災に関する指導の充実	学校危機管理マニュアル、安全教育プログラム、防災ノート(東京防災)を踏まえた体験的、実践的な避難訓練の実施 ヘルプカードの活用等により、自身の安全を確保する能力等を習得			
	②特別支援学校における宿泊防災訓練の充実	東京消防庁や地域と連携した宿泊防災訓練の実施 ・全都立特別支援学校で実施			
	③特別支援学校における位置検索システム機器を活用した児童・生徒の安全確保	モデル事業の実施	モデル事業の成果検証を踏まえた位置検索システム機器の配備と活用		
(2) 責任ある個人として主体的に生きるための力の育成	①特別支援学校における主権者教育の充実	教科指導や体験学習を通じた社会の一員としての自覚の涵養、保護者への情報提供の充実 ・全都立特別支援学校で実施			
	②特別支援学校の児童・生徒の健全育成の充実	健全育成連絡協議会の開催を通じた情報やノウハウの共有			

2 ICT機器を活用した教育活動の展開

これまでの取組

- 特別支援学校にICT機器を配備し、各学校が工夫を凝らして、障害種別や教育課程に応じて、授業をはじめ教育活動の様々な場面で活用
- 都立ろう学校で、必要な情報獲得を補完するため「見える校内放送^{※47}」を導入
- 病院内教育の充実を図るため、タブレット端末の配備等を行うなど、ICT機器を活用した効果的な指導を実施

施策の考え方

- 障害のある幼児・児童・生徒の能力の伸長や、他者とのコミュニケーション等への活用など、ICT機器の有する多面的な効果により、幼児・児童・生徒の可能性を広げていくためには、ICT機器を活用した指導・支援を充実するとともに、幼児・児童・生徒が、機器の活用方法等を正しく理解し、十分に使いこなす力を身に付けることが必要

今後の施策の展開

- (1) ICT機器を積極的に活用した教育の充実
自立と社会参加を見据えた情報教育の充実、ICT機器を活用した教育の充実 等
- (2) ICT機器を活用した教育を推進するための支援体制の構築
ICTの多面的機能を生かした各学校の特色ある教育活動の充実 等

(1) ICT機器を積極的に活用した教育の充実

具体的な取組

① 自立と社会参加を見据えた情報教育の充実【関連：第3章-1-(2)-② (p120)】

スマートフォンや各種タブレット端末の普及を背景とした情報化社会の進展により、障害のある児童・生徒も、日常生活や卒業後の社会生活、職業生活において、情報の収集、処理、発信及び判断などの基礎的な情報活用能力を身に付け、個人の生活や社会生活の質を高めていくことが求められています。また、情報通信ネットワークが急速に普及している現代においては、SNS等を用いたインターネット上のいじめ等も社会問題化しており、基本的な情報モラルの順守の必要性や情報の発信に対する責任等について理解し、適切に対応できる態度を身に付けることも求められています。

そこで、「SNS東京ルール」の普及等を通し、児童・生徒が情報を選択したり、活用したりするための基礎的な能力を身に付けるとともに、情報の発信及び受信の基本的なルールを身に付けられるよう情報教育を充実していきます。

② ICT機器を活用した教育の充実

ア 視覚障害教育と聴覚障害教育におけるICT教育の充実

【関連：第1章-1-(1)-⑤ (p47)】

都教育委員会では、視覚障害教育部門と聴覚障害教育部門におけるICT機器を活用した教育内容の充実を図るため、筑波技術大学からICT機器の活用等について、様々な機会を設け、助言を得て、視覚障害や聴覚障害のある児童・生徒の効果的な情報獲得の在り方等の教育内容の充実に努めてきました。

引き続き、筑波技術大学等との連携を強化し、ICT機器を活用した実効性のある授業を展開していきます。

イ 聴覚障害のある児童・生徒の教育の充実

聴覚障害のある児童・生徒の教育は、音声、手話、文字等多様な伝達手段を効果的に活用し、児童・生徒の理解を確認しながら進める必要があります。しかし、国語の古文・漢文や社会の歴史的事象とその用語等、教科・科目の内容によっては音声や手話における説明では十分な理解が得られにくい指導事項もあります。

そこで、都教育委員会では、立川ろう学校において、民間企業が開発している、教員の発話を音声認識して、文字化する支援機器を試行的に活用してきました。支援機器の導入は、正確な情報を得やすくするとともに、分かりやすい授業づくりに非常に効果的です。

今後は、民間の開発状況を見定めるとともに、他の都立聴覚障害特別支援学校へ導入した場合の効果について検討し、有効であれば、都立高校等にも普及していきます。

③ 肢体不自由教育における I C T 機器の活用【再掲：第 1 章-1-(1)-⑨ (p49)】

④ 病弱教育における I C T 機器の活用

【関連：第 1 章-1-(1)-⑩ (p50) , 第 1 章-2-(1)-③-イ-(ウ) (p67)】

タブレット端末等の I C T 機器は、多様な学習教材が活用可能であること、通信機能を利用した教育の充実が図られること、書籍やプリント教材に比べ消毒等の衛生管理に対応しやすいことなどの特性があり、病院内教育に適した機器といえます。

このため、I C T 機器を活用し、特別支援学校が実施する病院内訪問教育を充実します。具体的には、分教室との中継による教科指導や学校行事への参加、映像教材の活用、通信機能等を活用した前籍校との交流活動等を展開していきます。

今後、必要な I C T 機器を配備し、児童・生徒の学習を支援していきます。

⑤ 在宅訪問教育における I C T 機器の活用

在宅訪問教育における指導についても、週 3 日・1 回 2 時間の指導を標準として実施していますが、更なる指導の充実を求める声が寄せられています。

I C T 機器は在宅訪問教育の充実を図る上で、様々なアプリケーションを教材として活用できるなどの点で、有効な手段となっています。

一方で、在宅訪問教育においては、対象となる児童・生徒の障害の状態、教育課程、指導内容等が一人一人異なっている状況にあり、こうした違いを踏まえながら I C T 機器の更なる活用の可能性について検討することが必要です。

都教育委員会では、こうした諸課題や病院内教育における I C T 機器の活用状況を見定めながら、特別支援学校による在宅訪問教育の充実に向けた検討を進めていきます。

(2) I C T 機器を活用した教育を推進するための支援体制の構築

具体的な取組

① I C T 機器の多面的機能を生かした各学校の特色ある教育活動の充実

特別支援学校では、タブレット端末等の I C T 機器を教科学習や自立活動等の様々な場面で効果的に活用しています。具体的には、視覚障害のある児童・生徒

にとって見やすい文字の大きさを漢字の読み書きの学習をしたり、肢体不自由のある児童・生徒には、児童・生徒本人の動作を動画で撮影、再生して、身体の動きについての理解を深めるための指導を行ったりするなど、障害の種類と程度に応じた活用を行っています。また、ICT機器を活用し、写真や動画など具体的に示すことで、知的障害のある児童・生徒にとってより分かりやすい指導が可能となるため、児童・生徒の主体性を高め、意欲的に授業等を受けることにも効果を上げています。

今後は、個々の教員の創意工夫により実践されている効果的なICT機器の活用事例を、全都に普及していくことが重要です。

そこで、各特別支援学校におけるICT機器の活用を促進し、教育活動の充実を図るため、ICT機器を用いた効果的かつ特色ある教育活動について、都教育委員会の学習コンテンツ活用システムへの掲載を促進していきます。

② 指導教諭^{※48}のICT機器を活用した指導技術の伝達によるノウハウの普及

都教育委員会では、教員全体の指導力や専門性の向上を図るため、高い専門性と優れた指導力を有する教員の職として、平成25年度から指導教諭の職を設置しています。

特別支援学校では、指導教諭が障害種別ごとに配置されており、各指導教諭は自校及び他校に対してその指導技術を普及させ、都内公立学校全体における特別支援教育の専門性と指導力を高めていく役割を担っています。

特別支援学校の指導教諭の中には、ICT機器を活用した高い指導技術を有する者がおり、その技術を広く普及していくことが必要です。

そこで、指導教諭による模範授業等を通じて、他校の教員にICT機器を活用した指導技術を伝達し、そのノウハウを各教育現場に普及させていきます。

③ 様々な分野の専門家との効果的な連携を図るための端末の配備

【再掲：第1章-2-(3)-⑤ (p76)】

④ 情報ネットワークを活用した事務処理システムの開発による校務運営合理化

特別支援学校の児童・生徒等の学籍情報は、現在、教育庁、東京都特別支援教育推進室、特別支援学校が個別に管理しており、就学相談・入学相談事務や特別支援教育就学奨励制度、高等学校等就学支援金制度等の学校事務において個人情報等を取り扱う場合は、主に紙文書による情報共有を行ってきました。

現在、社会保障・税番号制度の本格的な実施に伴い、これらの学校事務においても、マイナンバーを取り扱う必要が生じており、都が保有する個人情報について

て、なお一層の効率的かつ安全な管理体制が求められています。

そこで、これらの学校事務について、学籍情報の一元化を行い、高度なセキュリティの下で、個人情報を含めた各種情報を組織間で迅速に共有し、正確な情報管理を可能にするため、情報ネットワークを活用した新たな事務処理システムを開発します。加えて、学籍情報を基盤とする学校徴収金事務についても、情報ネットワークによる連携を行うことで、学校事務の一体的な処理を可能にします。

新たな事務処理システムの運用により、正確な事務処理と適正な個人情報の管理を徹底するとともに、情報の共有化により、学校への調査等の縮減を可能にすることで、教職員がより教育活動に専念できる環境を整備します。

年次計画

ICT機器を活用した教育活動の展開

項 目		年 次 計 画			
取組分野	個別事業	29年度	30年度	31年度	32年度
(1) ICT機器を積極的に活用した教育の充実	① 自立と社会参加を見据えた情報教育の充実	→			
	② ICT機器を活用した教育の充実	タブレット端末等を活用し、必要な情報を検索する指導、情報モラルについて学ぶ機会を確保		効果検証に基づく教育の充実	
	③ 肢体不自由教育におけるICT機器の活用	ICT機器を活用した遠隔教育の導入に向けた検討		モデル事業の実施	モデル事業の成果検証・本格実施に向けた検討
	④ 病弱教育におけるICT機器の活用	→			
	⑤ 在宅訪問教育におけるICT機器の活用	在宅訪問教育におけるICT機器の更なる活用可能性の検討 ※病院内教育における活用状況を踏まえて検討			検討に基づく指導の充実
(2) ICT機器を活用した教育を推進するための支援体制の構築	① ICT機器の多面的機能を生かした各学校の特色ある教育活動の充実	→			
	② 指導教諭のICT機器を活用した指導技術の伝達によるノウハウの普及	模範授業等の実施による指導技術の周知とノウハウの浸透			

項 目		年 次 計 画			
取組分野	個別事業	29年度	30年度	31年度	32年度
(2)ICT機器を活用した教育を推進するための支援体制の構築	③様々な分野の専門家との効果的な連携を図るための端末の配備	 効率的かつ安全な情報共有による多角的な支援体制の構築			
	④情報ネットワークを活用した事務処理システムの開発による校務運営合理化	 新システム開発	 新システムの運用(H29.10～) 情報ネットワークの連携による学校事務の一体的な処理		

3 豊かな心と健やかな体を育むためのスポーツ・芸術教育等の推進

これまでの取組

- 平成 28 年度現在、特別支援学校のうち 20 校をスポーツ教育推進校に指定し、障害者スポーツを取り入れた体育的活動を充実させ、障害のある児童・生徒が生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を築くための取組を推進
- 芸術系大学に在学する学生等の協力による特別支援学校の芸術教育の推進や、アートプロジェクト展^{*49}等において、児童・生徒の作品を展示
- オリンピアン・パラリンピアン等を学校に派遣し、児童・生徒のスポーツへの関心や夢に向かって努力する大切さを実感するための取組を実施

施策の考え方

- 障害のある幼児・児童・生徒の将来の生活をより豊かなものとするためには、障害者スポーツや芸術文化に係る素養を高め、これに親しむ教育活動が必要
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に積極的に関与し、大会開催によるレガシーを残すためには、幼児・児童・生徒が大会の歴史や開催の意義を正しく理解するとともに、自ら体験・活動することが重要

今後の施策の展開

- (1) 障害者スポーツを通じた教育活動の推進
障害者スポーツの振興に向けた施設設備の充実 等
- (2) 芸術教育の充実
芸術系大学と連携した芸術教育の推進 等
- (3) オリンピック・パラリンピック教育の推進等
オリンピック・パラリンピック教育の推進、国際教育の充実 等

(1) 障害者スポーツを通じた教育活動の推進

具体的な取組

① 特別支援学校におけるスポーツ教育推進事業

スポーツは、健全な身体と豊かな心を育むことに寄与するだけでなく、協調性や積極性の涵養、相互理解の推進等、多面的な教育効果があります。

特に、特別支援教育においては、障害のある児童・生徒の健やかな身体と心を育むとともに、積極的に他者と関わり、自立と社会参加に向けた素養を涵養していけるよう、そして、障害のある人と障害のない人がスポーツを通じて互いに理解を深められるよう、障害者スポーツの普及を図っていく必要があります。

そこで、都教育委員会では、特別支援学校において障害者スポーツを取り入れた体育的活動を充実させ、障害のある児童・生徒一人一人が生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を築きます。また、全国大会や国際大会で活躍できる選手の育成や、障害者スポーツの理解の促進を通じて小学校、中学校等の児童・生徒や地域住民との交流の活性化を図ります。

平成 28 年度現在、特別支援学校 20 校をスポーツ教育推進校に指定してスポーツ活動の活性化を図っていますが、平成 29 年度には 30 校、平成 30 年度には全校を指定して、取組を更に充実していきます。

ア 障害者スポーツの普及

(ア) 障害者スポーツを取り入れた体育的活動の指導の充実

体育の授業等に様々な障害者スポーツを取り入れ、活動内容を充実させるとともに、児童・生徒に様々な障害者スポーツを経験させることによって、障害が重度でスポーツに親しむ機会が限られていた児童・生徒をはじめ、全ての障害のある児童・生徒が生涯にわたってスポーツに親しむ基礎をつくります。また、障害者スポーツDVDを活用し、障害がある人も、障害がない人も取り組み、楽しむことのできる様々なスポーツ種目を普及します。また、体育の授業や交流活動で活用できる実践事例集を作成します。

(イ) 障害者スポーツ指導員等による教員対象研修の実施

スポーツ教育推進校において、様々な障害者スポーツの指導員等による教員研修を、年間複数回にわたって実施します。

これにより、教員の障害者スポーツへの理解をより一層推進するとともに、授業や放課後活動における児童・生徒への実際の指導を通じて指導方法の習熟を深めることで、教員の障害者スポーツに関する指導力を向上していきます。

(ウ) 特別支援学校における用具類の充実

学校での体育活動や地域における障害者スポーツの実施を通じた交流にもつなげられるよう、障害者スポーツを行うために必要な用具を充実します。

イ 障害者スポーツに対する理解浸透

小学校、中学校、高校や地域住民、異なる障害種別の障害者等と、障害者スポーツを通じた新たな交流を実施し、障害者スポーツに対する理解を浸透させていきます。

ウ 全国大会や国際大会で活躍できる選手の育成

パラリンピアン等のアスリートをスポーツ教育推進校に派遣し、児童・生徒に対し実技指導を行うことで、児童・生徒の競技力を向上させます。また、選手の育成に有益な公式試合や練習試合に係る移動費用を支援し、対外試合等の実施を促進していきます。

② 体力・競技力向上に向けた部活動の振興

体力は、人間のあらゆる活動の源であり、物事に取り組む意欲や気力といった精神面の充実に深く関わり、人間の健全な発達・成長を支え、健康で充実した生活を送る上で極めて重要です。こうした認識の下、都教育委員会では、平成28年1月に幼児・児童・生徒の体力向上を目指し、「アクティブプランto2020ー総合的な子供の基礎体力向上方策ー」を策定しました。

その中で、特に部活動については、体を動かす楽しさや心地良さを味わわせるなど、児童・生徒の運動意欲や体力の向上を図るための取組を展開するとともに、質の高い指導を確保するため、教員の資質や能力、指導力を向上させていくことが重要である旨を示しています。

特別支援学校においては、幼児・児童・生徒一人一人の発達段階を踏まえるとともに、障害の状態、体力の実態等に応じ、部活動の振興を通じて、体力向上の取組を推進する必要があります。また、生徒が選手として東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会への出場を目指すことができるよう、部活動の振興により、競技力の向上を図っていくことも必要です。

部活動の振興のためには、専門的かつ継続的な指導を受けることが重要であることから、障害者スポーツの指導に関する教員の優れた専門知識・技能を有効に活用することに加え、各種目のアスリート等専門性の高い指導者を運動部活動へ招へいし、顧問教諭や生徒に対する専門的な知識や技術のアドバイス等を行うことにより、運動部活動を通じた運動意欲や体力・競技力の向上を推進していきます。

③ 小学校、中学校及び都立高校等に在籍する障害のある児童・生徒のスポーツ機会の拡充

小学校、中学校及び都立高校等に在籍する障害のある児童・生徒が、障害者スポーツに親しむ機会は限られているのが現状です。

そこで、都教育委員会は、小学校、中学校及び都立高校等に在籍する障害のある児童・生徒についても、障害者スポーツに親しむ機会が得られるよう、区市町村や公益社団法人東京都障害者スポーツ協会と連携していきます。具体的には、公益社団法人東京都障害者スポーツ協会等との連携により、区市町村教育委員会の協力を得て小学校、中学校及び都立高校等に在籍する障害がある児童・生徒で、障害者スポーツへの挑戦を希望する児童・生徒を発掘するとともに、様々な障害者スポーツ団体へ入会等を希望する児童・生徒を紹介して、競技機会の充実と競技者の裾野の拡大を図ります。また、このような児童・生徒が継続して障害者スポーツに取り組めるようにするため、小学校、中学校及び都立高校等の教員を対象に、関係団体等と連携して、障害者スポーツの指導に関する講習会を実施します。

④ 障害者スポーツの競技機会の拡充

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、障害者スポーツへの関心が高まっていることを絶好の機会と捉え、障害者スポーツを振興し、障害のある者とない者がスポーツを通じて相互に理解を深めていく取組を強化していくことが必要です。また、障害者自身が目標を持ってスポーツに親しめる環境を整備することは、主体性やスポーツに取り組む意欲を涵養^{かんよう}する上で有効です。

現在、都では、特別支援学校の教員等から成る各障害種別の体育連盟の主催により、児童・生徒が出場できる障害者スポーツの競技大会を開催しています。そして、都教育委員会は、これらの競技大会が円滑に運営^{かんよう}できるよう支援を行っています。

今後とも、都教育委員会は、これらの競技大会の運営を支援するとともに、各体育連盟との連携の強化により、児童・生徒の競技機会を更に拡充していきます。

⑤ 障害者スポーツの振興に向けた施設設備の充実【関連：第1章-3-(1)-②(p81)】

障害者や障害者スポーツ団体が、身近な地域でスポーツ活動を実施するためには、地域の都立施設の有効な活用が重要です。具体的には、都立施設を活用して、障害の有無にかかわらず誰もが楽しめる障害者スポーツの体験教室等、障害のある人もない人も、共に楽しみながら障害者スポーツへの理解を深めることのできる取組の実施が期待されています。

そこで、都教育委員会は、オリンピック・パラリンピック準備局と連携し、障害や障害者スポーツへの理解促進と普及に向けた拠点の一つとして、特別支援学校の体育施設等（体育館、グラウンド等）の環境整備を推進していきます。

⑥ 特別支援教育の理解促進に向けた障害者スポーツを通じた交流の推進

特別支援教育をこれまで以上に推進していくためには、都や区市町村、関係機関はもとより、小学校、中学校の通常の学級の担任や保護者、児童・生徒等を中心とした一般都民に、障害のある児童・生徒や特別支援教育、特別支援学校等について、広く理解を促進する必要があります。

障害者スポーツは、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が対等な条件で競技できることから、そのルールの習得や実際の競技を通じて、相互に理解を深め、交流を深める上で、極めて有効なツールとなり得ます。

都教育委員会では、平成 22 年度から東京都学校経営支援センターにおいて特別支援教育の理解促進に向けた行事を実施しています。その中で、ボッチャ等の障害者スポーツを体験できるコーナーを設けることで、障害者スポーツの周知・浸透を図るとともに、特別支援学校の生徒と高校の生徒が模範試合等を実施することなどにより、障害者スポーツを通じた、障害のある者と障害のない者との相互理解の深化を図っています。今後も、こうした取組を継続・強化していきます。

（2）芸術教育の充実

具体的な取組

① 芸術系大学等と連携した芸術教育の推進

平成 27 年 3 月に、都が策定した東京文化ビジョンでは、芸術文化の力は、福祉や教育、地域振興等の社会課題の解決に資する可能性を秘めているとされ、全ての子供や青少年、障害者が芸術文化を享受できる仕組みを推進し、世界をリードする成熟都市として、都市の豊かさを創出するなど、様々な取組が示されています。

現在、障害のある人の芸術が注目を集めており、例えば、都では、専門的な美術教育を受けていない人々の独自の発想や方法により生み出された芸術性に富んだ作品「アール・ブリュット^{※50}」の展示会を実施するほか、イギリスの「アンリミテッド^{※51}」等と連携し、障害者の芸術創造活動や鑑賞・参加を促す NPO 等の活動を支援しています。

今後の特別支援教育においても、これまで以上に芸術教育を推進し、障害のある幼児・児童・生徒の豊かな心を育み、潤いのある生活へつなげていくことが重

要です。また、優れた芸術的才能を有する児童・生徒に対しては、その才能を更に伸ばし、生み出された芸術作品を社会に広めるなどして、社会に参加・貢献していくための仕組みを構築することも重要です。

ア 芸術系大学と連携した芸術教育の推進事業

都教育委員会では、これまで、芸術系大学の協力を得て、障害のある児童・生徒の芸術的能力の発掘と伸ばすことを目的として、美術分野を中心とした授業改善を行ってきました。具体的には、特別支援学校の中から芸術教育推進校を3校指定し、当該推進校は、芸術系大学の教員・学生と連携を図り、助言を受けながら障害の種類や程度等に応じた芸術教育の内容・方法について研究・開発及び授業改善を行っています。

今後は、芸術教育推進校の校長、芸術教育推進担当教員及び芸術系大学の教員で構成される芸術教育担当者連絡会の充実を図り、各推進校の実践の成果の共有と他校への成果の普及に努めていきます。

イ 障害者アートの理解促進

障害のある児童・生徒の芸術活動を推進していくためには、創作した芸術作品を多くの都民に見ていただける場を設定し、その魅力を広くアピールする機会を確保することが重要です。そのような機会を多く設けることで、児童・生徒の創作意欲の喚起や都民の障害者アートに係る関心の向上につながっていきます。

そこで、都教育委員会は、特別支援学校に在籍する、美術分野を中心とした芸術に優れた才能を有する児童・生徒を発掘するとともに、都民に対して障害者アートに関する理解を促進することを目的として、アートプロジェクト展を実施しています。具体的には、特別支援学校に在籍している児童・生徒を対象として作品の募集を行い、選出された作品について、アートプロジェクト展で展示します。展示された作品は、図録に収められるほか、特別支援学校のスクールバス車体への掲載（ラッピングバス）、海外や全国で障害者の芸術作品の普及に努めている団体への紹介等を行っています。今後も、アートプロジェクト展を継続、発展させるとともに、ラッピングバスのコース数を拡大するなど、障害のある児童・生徒の芸術活動を推進していきます。

■ ラッピングバス



② ユニークな美術活動の機会の創出

文化庁によれば、芸術文化は、「豊かな人間性を^{かんよう}涵養し、創造力と感性を育むなど、人間が人間らしく生きるための糧となるものである」とともに、「他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進するなど、共に生きる社会の基盤を形成するもの」とされています。

しかし、意欲はあるものの、時間的又は空間的制約から、美術活動が制限される場合や障害があるために地域の絵画教室に通うことが難しいケースも想定されます。

そこで、生徒の芸術的才能を伸ばし、豊かな人間性や創造力、感性等を^{かんよう}涵養するため、特別支援学校の美術室や図画工作室において、障害のある生徒が時間や場所の制約を受けず、自由に美術活動を行うことができる機会を創出します。具体的には、1地区、特別支援学校3校程度を指定してモデル事業を実施し、その成果検証に基づき、他の地区を含めた全ての特別支援学校での実施方法等を検討します。

③ 優れた芸術的才能を伸長する仕組みの検討

現在、障害のある人の芸術が注目を集めており、都の特別支援教育においても、障害のある幼児・児童・生徒の豊かな心を育み、潤いのある生活へつなげていくことができるよう、芸術教育を推進しています。

先述のアートプロジェクト展の作品の中には、その芸術性について専門家から高く評価されている作品もあり、優れた芸術的才能を有する児童・生徒がいることが明らかになっています。こうした優れた才能を伸長し、児童・生徒の持つ可能性を、更に引き出していくことが重要です。

このため、特に優れた芸術的才能を有する生徒の能力を伸長し、その才能を生かして社会で活躍することができるよう、芸術系大学や障害者アートに関わって

いる企業等との連携の在り方について、検討していきます。

④ 専門的な知見・技術を有する指導員を活用した部活動振興事業の拡充

都教育委員会では、平成 18 年度から、特別支援学校の部活動推進の一環として、地域の指導者の積極的導入を進めてきました。特別支援学校における部活動の振興は、生徒の活動意欲の向上や人間関係の拡大等、高い教育的効果が認められます。

そこで、これまでは主にアスリート等のスポーツを中心とした専門的な知見・技術を有する指導員の導入を進めてきましたが、今後は、音楽や美術の専門家、演劇の演出家、茶道や華道の専門家等を招へいするなどして、文化系部活動の一層の振興を進めていきます。

⑤ 東京都特別支援学校総合文化祭等の充実

都教育委員会では、都内特別支援学校（都立、国公立、私立）の児童・生徒の日頃の芸術文化活動の成果を発表し、活動内容の向上を図るとともに、他の校種の児童・生徒相互の交流及び都民の理解啓発を進め、幼児・児童・生徒が自ら積極的に参加創造する文化活動を促進することを目的として、東京都特別支援学校文化連盟との共同で東京都特別支援学校総合文化祭を開催してきました。この総合文化祭では、造形美術部門や音楽部門、写真部門や職業・作業部門、囲碁・将棋・オセロ部門等の複数の部門が設けられていますが、これらの取組をより一層充実させるとともに、各部門の研究活動の強化を図っていく必要があります。

そこで、平成 28 年度に東京都特別支援学校文化連盟を、東京都特別支援学校総合文化祭を開催するための準備組織にとどまらず、文化祭における発表内容の文化的位置付けや教育効果等を研究する組織として位置付け、全部門で研究活動を行うこととしました。これにより、芸術文化教育に係る教科指導の改善と充実を図るとともに、これまで以上に充実した文化祭の実施を支えていきます。

(3) オリンピック・パラリンピック教育の推進等

具体的な取組

① オリンピック・パラリンピック教育の推進

都教育委員会は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を、幼児・児童・生徒の人生にとってまたとない重要な機会と捉え、特別支援学校を含む都内全ての公立学校でオリンピック・パラリンピック教育を展開することにより、全ての幼児・児童・生徒の良いところを更に伸ばし、弱みを克服するための取組を確実に推進するとともに、一人一人の心と体に人生の糧となる掛け替えのないレガシーを残していきます。

この教育を進めていくことにより、全ての幼児・児童・生徒が、発達段階や興味・関心に応じて、オリンピック・パラリンピックに何らかの形で関わり、それらを通して、オリンピック・パラリンピックの価値や意義を学びます。また、幼児・児童・生徒がオリンピック・パラリンピックについての知識を習得するだけでなく、実際に体験や活動することを通じて学びを深めていく取組を重視します。具体的には、「オリンピック・パラリンピックの精神」、「スポーツ」、「文化」、「環境」の四つのテーマと「学ぶ（知る）」「観る」「する（体験・交流）」「支える」の四つのアクションを組み合わせた多彩な取組を行うことで、特に、「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「スポーツ志向」、「日本人としての自覚と誇り」、「豊かな国際感覚」の五つの資質を重点的に育成します。

ア 五つの資質を伸ばすための四つのプロジェクト

幼児・児童・生徒の五つの資質を伸ばすため、各学校では、次の四つのプロジェクトを推進していきます。

(ア) 東京ユースボランティア

各学校が取り組んできた社会奉仕の精神を養う取組を充実・拡大するプロジェクトです。幼児・児童・生徒のボランティアマインドを育むとともに、自尊感情を高めていくために、発達段階に応じてボランティア活動を計画的・継続的に行っていきます。

具体的には、地域清掃、地域行事、地域防災活動、スポーツ大会、障害者・高齢者施設等でのボランティア等の活動を行います。

特別支援学校では、他者に対して行う貢献活動として、高齢者施設を訪問して、障害者スポーツなどを取り入れたレクリエーション活動をしたり、高齢者等を学校に招いて、器楽演奏や合唱等を披露したりして、喜んでいただく活動などに積極的に取り組んでいきます。

(イ) スマイルプロジェクト

「共生社会」の実現に向け、幼児・児童・生徒に、お互いの人格や個性についての理解を深め、自ら主体的に関わる方法を考えさせ、思いやりの心を育てる取組や、障害の有無にかかわらず、幼児・児童・生徒の相互理解を図る教育を充実・拡大していきます。

具体的には、障害者スポーツの観戦や体験、特別支援学校や特別支援学級の幼児・児童・生徒と小学生・中学生・高校生との交流、高齢者介護施設や障害者施設の訪問、障害者アートの鑑賞等の活動を行い、障害のある幼児・児童・生徒と障害のない幼児・児童・生徒の相互理解を深めていきます。

(ウ) 夢・未来プロジェクト

オリンピックやパラリンピアン等のアスリート等を学校に派遣し、直接交流を実施することにより、幼児・児童・生徒がオリンピック・パラリンピックのすばらしさを実感できるようにするとともに、スポーツへの関心を高め、夢に向かって努力したり困難を克服したりする意欲を培うために実施するプロジェクトです。今後、より多くの学校にアスリートを派遣できるよう、充実・拡大していきます。

特別支援学校では、パラリンピアン等のアスリートから、日本を代表して他国の選手たちと競い合うことのやりがいや厳しさを学んだり、ボッチャの実技指導を受けて、ルールや競技を優勢に進めるコツなどを学んだりしています。今後もこうした取組を継続し、競技そのものの楽しさや目標に向かって努力することの大切さを実感できる指導を実施していきます。

(エ) 世界ともだちプロジェクト

世界には多くの国があり、その国の様々な人種や言語、文化、歴史等を学ぶことを通して、単に知識を広げるだけではなく、世界の多様性を知り、様々な価値観を尊重することの重要性を理解するプロジェクトです。

具体的には、大会参加予定国・地域を幅広く学び、海外の交流校との手紙やメールでの交流、選手団との交流、歓迎行事への参加など、可能な限り実際の交流へと深化させていく活動を行います。また、留学生が多く、多様な国籍の人々が住み、大使館が集中しているなどの東京の特性を生かした国際交流（地域の留学生や外国人、インターナショナルスクール、大使館等との交流）も実施します。

特別支援学校では、諸外国の特産物や行事・お祭り等について調べたり、特産物の調理・試食や現地の音楽・ダンス等を体験したりすることで、他国の文化等への理解を深める取組等を実施しており、今後もこうした取組を推進していきます。

イ オリンピック・パラリンピック教育を推進するための支援策

(ア) 幼児・児童・生徒の学習活動を支える取組の充実

幼児・児童・生徒の自発的な学習を促すとともに、体験や活動を重視した取組ができるよう、先述の四つのテーマと四つのアクションの具体的な内容を盛り込んだ学習読本や映像教材、教材を実際に活用する教員向けの指導書、優良な指導事例等を集めた実践事例集等の学習教材等を作成・配布します。

(イ) 教員研修の充実

幼児・児童・生徒への教育効果を高めていくには、教員自らが、オリンピック・パラリンピックの歴史や意義、価値について学ぶとともに、オリンピック・パラリンピアンに加え、大会を支える人々の努力や生き方を学ぶなど、オリンピック・パラリンピックを多面的に知ることも重要です。

こうした観点から、今後も教員研修を充実させ、教員の指導力の向上を図っていきます。また、障害者スポーツの実技研修会や、授業計画を立案するためのグループワーク等を取り入れた指導方法等に関する研修を実施します。

(ウ) 教育をサポートするウェブサイトの運営

都内の各学校のオリンピック・パラリンピック教育をサポートするため、教員や幼児・児童・生徒が利用できるウェブサイトを平成 28 年度に開設し、運営しています。このサイトを通じて、オリンピック・パラリンピック教育における取組を広く発信するとともに、実践事例の掲載やボランティア活動、国際理解・交流等に関する情報発信を行うことで、学校や幼児・児童・生徒の取組を促進します。

(エ) 学校を支援するコーディネート機能の活用

国際交流活動や障害者スポーツ体験を通じた障害への理解やボランティア活動等を促進するため、関係団体とのつなぎや調整などを行い、区市町村教育委員会や学校による主体的な取組を支援していきます。

(オ) 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会や関係機関との連携・協働

オリンピック・パラリンピック教育を充実させ、幼児・児童・生徒にとって有意義な学習・体験の場が広がるよう、国、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の関係部署やその他関係機関と密接な連携・協働を図っていきます。また、関係機関と連携し、障害者スポーツの理解促進と普及を図るために、障害者スポーツを実施するために必要な用具の支援などの環境整備や競技の指導方法の伝達などを行います。

② 特別支援学校における国際教育の充実【再掲：第 1 章-1-(1)-② (p46)】

年次計画

豊かな心と健やかな体を育むためのスポーツ・芸術教育等の推進

項 目		年 次 計 画			
取組分野	個別事業	29年度	30年度	31年度	32年度
(1) 障害者スポーツを通じた教育活動の推進	① 特別支援学校におけるスポーツ教育推進事業	・スポーツ教育推進校30校指定	・スポーツ教育推進校全校指定		
	② 体力・競技力向上に向けた部活動の振興	・優れた指導者の招へい 障害者スポーツの専門的かつ継続的な指導を行うことにより運動意欲や体力・競技力の向上を推進			
	③ 小学校、中学校及び都立高校等に在籍する障害のある児童・生徒のスポーツ機会の拡充	障害者スポーツへの挑戦を希望する児童・生徒の発掘		東京都障害者スポーツ協会との連携により、障害者スポーツ団体へ紹介	
	④ 障害者スポーツの競技機会の拡充	各障害種別体育連盟との連携強化と児童・生徒の競技機会の更なる拡充			
	⑤ 障害者スポーツの振興に向けた施設設備の充実	・事業実施校10校		事業実施校数を順次拡大	
	⑥ 特別支援教育の理解促進に向けた障害者スポーツを通じた交流の推進			障害者スポーツ体験コーナーの設置 特別支援学校の生徒と高校の生徒による模範試合等の実施	
(2) 芸術教育の充実	① 芸術系大学等と連携した芸術教育の推進	◆芸術系大学と連携した芸術教育の推進事業			
		芸術教育推進校(各年度3校指定)における芸術教育の内容・方法の研究・開発、授業改善 他校への成果普及			
		◆障害者アートの理解促進			
		アートプロジェクト展の継続、発展			
		・ラッピングバスの全校導入	ラッピングバスを活用した理解促進の充実		

項 目		年 次 計 画			
取組分野	個別事業	29年度	30年度	31年度	32年度
(2) 芸術教育の充実	②ユニークな美術活動の機会の創出	モデル事業実施 1地区(3校程度)		モデル事業の成果を踏まえた美術活動の機会の創出	
	③優れた芸術的才能を伸長する仕組みの検討	実施検討、制度設計		芸術系大学と連携した指導機会の確保	
	④専門的な知見・技術を有する指導員を活用した部活動振興事業の拡充	スポーツや芸術、芸能等の専門家を招へいし、部活動をこれまで以上に充実			
	⑤東京都特別支援学校総合文化祭等の充実	研究推進団体、研究会の発足・運営により、総合文化祭や教科指導を充実			
(3) オリンピック・パラリンピック教育の推進等	①オリンピック・パラリンピック教育の推進	オリンピック・パラリンピック教育の実施 (東京ユースボランティア)(スマイルプロジェクト) (夢・未来プロジェクト)(世界ともだちプロジェクト)			
	②特別支援学校における国際教育の充実	推進委員会における推進策の検討		検討を踏まえた外国人との交流の充実による児童・生徒の国際感覚等の育成	・成果検証

※40 宿泊防災訓練

震災等の発生に伴い、児童・生徒等が長期に渡って特別支援学校内で避難生活を送ることを余儀なくされる状況下でも、児童・生徒の安定した生活を確保するための一泊二日の防災訓練

※41 主権者教育に係るリーフレット

「都立特別支援学校における主権者教育の推進について」(平成 28 年 2 月発行)。主権者教育の概要や選挙制度、選挙運動に関する Q & A を明示した。

※42 防災ノート「東京防災」

首都直下地震などの災害に対する事前の備えや発災時の対処等について役立つ情報をまとめた防災指針である防災ブック「東京防災」を有効に活用し、学校でも家庭でも児童・生徒が主体的に防災について調べ、考え、家族と一緒に行動するための防災教育教材

※43 ヘルプカード

障害児・者が日常生活で困った事例が発生した時や災害時などに、周囲に支援を求める手段として活用するもの。区市町村ごとに様式や記載項目を定め作成する。ヘルプカードには、援助や配慮を必要としていることを周囲の人に知らせることにより、援助を得やすくするためのマークである「ヘルプマーク」が示される。

※44 事故報告

特別支援学校において発生した事故に関する報告。主な事故の分類として「行方不明」、「負傷」、「性被害・性加害」、「暴力」がある。

※45 健全育成連絡協議会

障害のある児童・生徒の健全育成を推進するために設置した協議会であり、以下から構成されている。

- ・全都的な視点に立った協議、情報交換等を行う「都立特別支援学校健全育成連絡協議会」
- ・各地区内の健全育成や学校事故の防止に関する事例研究、情報交換を行うために都内3ブロック（東部、中部、西部）ごとに開催する「地区別健全育成連絡協議会」
- ・地区別健全育成連絡協議会の協議内容を集約し、特別支援学校における健全育成に関わる諸課題の解決策や、学校事故の防止に向けた具体的方策等を整理する「健全育成連絡協議会本委員会」

※46 SNS東京ルール

都教育委員会が平成27年11月に策定した、都内全公立学校の児童・生徒がいじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、学習への悪影響を防ぐためのルール。「一日の利用時間と終了時刻を決めて使おう。」「必ずフィルタリングを付けて利用しよう。」など、五つのルールがあり、学校や家庭では、SNS東京ルールを踏まえて具体的なルールを定めることとしている。

※47 見える校内放送

耳からの情報を取得しにくい幼児・児童・生徒への情報を保障するため、通常、音声により伝えられる学校内放送や災害情報などを動画、静止画又はテキストを放映することによって見えるようにし、情報を提供する仕組み

※48 指導教諭

児童・生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う職（学校教育法第37条第10項）

※49 アートプロジェクト展

秀でた芸術的才能を有する児童・生徒を発掘して、その芸術性の高い作品を広く都民に周知することにより、障害への理解を促すための展覧会。特別支援学校に在籍する児童・生徒から作品を募集し、選ばれた作品が展示される。

※50 アール・ブリュット

フランス語で「生（き）の芸術」の意。フランスの画家ジャン・デュビュッフェにより提唱された「美術教育を受けていない人などが、既成の表現法にとらわれず自由に制作した作品」をいう。狭義には障害者の

作品や芸術文化を指す。

※51 アンリミテッド

イギリスで実施されている障害者による芸術文化活動の支援事業。2012年ロンドンオリンピック・パラリンピック競技大会の「文化オリンピアド」の一環として2010年に設立された。新作の創作及び創作のための研究開発、発表の支援、その他創造環境整備、若手育成などが行われている。